

別表 1(第 3 条関係)

事業区分	事業実施主体	補助対象要件	補助対象経費	補助率	補助対象経費の目安
①新規就農	令和 5 年度から令和 7 年度の間 に新規就農したゆず生産を生業 として個人又は法人で、安芸市に 住所を有する生産者 (JA 高知県安芸地区柚子部会員 の名義変更の場合、期間内の変更 で、かつ主に柚子で生計を立てて いる者を含む)	—	ゆずを栽培・収穫する上で必要と なる農業用設備等の導入に要する 経費 (1) 動力噴霧機 (2) 動力散布機 (3) 自走式又は乗用草刈機 (4) 木材破碎機 (5) 運搬機 (6) その他市長が認めるもの	2/3 以内	1 事業当たり 下限額 概ね 30 万円、 上限額 150 万円 とする。
②規模拡大	JA 高知県安芸地区柚子部会員、 ゆず生産を生業としている個人 又は法人で、安芸市に住所を有す る生産者	ゆずの栽培面積を、前年12月末 時点と比較して、概ね30アール 以上拡大すること		2/3 以内	
③更新等	JA 高知県安芸地区柚子部会員又 はゆず生産を生業としている個 人で安芸市に住所を有する生産 者で、3 戸以上で形成するグルー プ等	3 戸以上で形成するグループ 等の申請時点での栽培面積の 合計が、概ね 70 アール以上で あること		1/2 以内	

別表 2 (第 6 条関係)

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。